

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

Consideration about subject contents of the Home Economics From an Elementary School course of study

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-08-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 近藤, 清華 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1137

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



家庭科の教科内容に関する考察

— 小学校学習指導要領から —

近 藤 清 華

はじめに

現在の学校教育は、文部科学省によって示された学習指導要領に沿って行われている。小学校家庭科の教科内容をみると、1947（昭和22）年に学習指導要領が発表されて以来、時代や社会の変化に伴い、2008（平成20）年までに7回の改訂を経て、8回目の改訂を2018（平成30）年に行う。今回の改訂の背景には、「今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えると予測される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測困難な時代となっている。」¹⁾とし、2014（平成26）年11月には、文部科学大臣から新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、2016（平成28）年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を示した。

そこで、新学習指導要領から小学校家庭科の教科内容を考察し、今、求められている家庭科の在り方を整理するとともに、家庭科が一教科として、学校教育の中でどのような位置づけとなっているのかを学習指導要領をもとに検討する。

I. 新学習指導要領に示された内容

学習指導要領は10年に一度、社会の変容に合わせて改訂されている。新学習指導要領の改訂スケジュールは、小学校は、2018（平成30）年から先行実施され、2020（平成32）年度から全面実施される。中学校は、2018（平成30）年から先行実施され、2021（平成33）年度から全面実施される。高等学校は、2019（平成31）年から先行実施され、2022（平成34）年度から年次進行により実施されるものとしている。

1. 子どもたちの現状と課題

「中央教育審議会」（平成28年12月21日）「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「中央教育審議会答申」と称す）に示された，「子どもたちの現状と課題」²⁾を以下に整理する。

○現状として改善傾向や数値からの増加傾向にある内容（3点）

- ・学力については，国内外の学力調査の結果から近年改善傾向にある。
- ・「人の役に立ちたい」と考える子どもの割合が増加している。
- ・学校生活を楽しんでいると感じている子どもの割合は9割以上である。

○我が国の子どもたちが抱えている課題（4点）

- ・学力に関する調査から，判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べたり，実験結果を分析し解釈・考察し説明したりすること。
- ・生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に取り組むこと。文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くこと。
- ・スマートフォンなどの普及に伴い，情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあり，情報化が進展し身近に様々な情報が氾濫し，あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で，視覚的な情報と言葉との結びつきが希薄になり，知覚した情報の意味を吟味したり，文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くこと。
- ・子どもたちの読書活動については，量的には改善傾向にあるものの，受け身の読書体験にとどまっており，著者の考えや情報を読み解きながら自分の考えを形成していくという能動的な読書になっていないことや，文章で表された情報を的確に理解し，自分の考えの形成に生かしていけるようにすること。

○学校教育において，子どもたちに身につけさせるべき内容（4点）

- ・子どもたちが活躍する将来を見据え，一人一人が感性を豊かにして，人生や社会の在り方を創造的に考えることができるよう，学級等を単位とした集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の間を生かして，地域・家庭と連携・協働しつつ，体験活動の機会を確保していくこと。
- ・多様な人々と互いを尊重し合いながら協働し，社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び，規範意識などを育むとともに，人としてよりよく生きる上で大切

なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて考えを深め、自らの生き方を育てていくこと。

- 体力については、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることから、スポーツに関する科学的知見を踏まえて、「する」のみならず、「みる、支える、知る」といった多様な視点からスポーツとの関わりを考えることができるようにすること。
- 子どもの健康に関しては、性や薬物等に関する情報の入手が容易になることや、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られ、さらに、様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い、子どもを取り巻く安全に関する環境も変化している。こうした課題を乗り越えるためには、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子どもたち一人一人に育むこと。

2. 新学習指導要領の改訂の趣旨

(文部科学省ホームページ「小学校学習指導要領解説 総則編」より整理、抜粋)

2008(平成20)年度改訂の課題に加え、情報化やグローバル化が人の能力を超えて加速度的に進展している現代では、子どもたちが就く職業やどういった人生を歩むのかが予測不能であることも問題視されている。そこで、予測できない変化に主体的に向き合って、自分の力で人生を切り拓いていけることを2020(平成32)年の学習指導要領では重視している。

現行学習指導要領と新学習指導要領の授業時間数等の教育課程の基本的枠組みを表1に示す。第1学年、第2学年においては、総授業時間数に変化はない。第3学年以降、「外国語活動」と「外国語」が課されたことにより、総授業時間数は増加する。具体的には、第5・6学年に35時間ずつ課されていた「外国語活動」が第3・4学年にスライドし、第5・6学年には「外国語」が70時間ずつ課されることになる。

また、各教科等の特質に応じ、言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等の充実をはかり、小学校における情報手段の基本的な操作の習得や小・中・高等学校全てにプログラミングの授業も導入される。

新学習指導要領において重視された項目を以下にまとめる。

(1) 「社会に開かれた教育課程」の実現

新学習指導要領は、変化する社会の中で学校が社会と連携・協働する「社会に開かれた教育課程」であるとしている。

- ① 社会や世界の状況を幅広く取り入れ、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る。

表1 授業時数等の教育課程の基本的枠組み

新学習指導要領（平成29年告示）

各教科等の授業時数 学校教育法施行規則別表第1（第51条関係）							
区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
外 国 語					70	70	
特別の科目である道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数				35	35		
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	980	1015	1015	1015

現行学習指導要領（平成20年告示）

各教科等の授業時数 学校教育法施行規則別表第1（第51条関係）							
区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数						35	35
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	945	980	980	980

（文部科学省ホームページより抜粋）

- ② 自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力を明確にする。
- ③ 学校教育を学校内に閉じず，社会と共有・連携しながら実現させる。

(2) 学習指導要領等の改善の方向性

1) 枠組みの見直し

新学習指導要領の枠組み自体を見直し，総則も抜本的に組み替えることを答申では求めており，以下の6点に沿って，改善すべき事柄をまとめ，枠組みを考えていくことが必要となる。

- ① 「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ② 「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と，教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③ 「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施，学習・指導の改善・充実)
- ④ 「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」(子どもの発達を踏まえた指導)
- ⑤ 「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥ 「実施するために何が必要か」(指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

2) 好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」

学習指導要領に合わせて各学校が教育内容を組み立てていくわけだが，中央教育審議会答申では，「学習指導要領等に基づき教育課程を編成し，それを実施・評価し改善していく」ことを「カリキュラム・マネジメント」と呼び，重視している。

- ① 教科横断的な視点で教科内容を配列
- ② 子どもたちの姿や地域の現状をもとに，PDCA サイクルを回す
- ③ 人的・物的資源等を地域の外部資源を含めた活用

3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現(アクティブ・ラーニングの視点)

「どのように学ぶか」の部分で重視される。中央教育審議会答申では，「質の高い学びを実現し，生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする」ことができるよう，「授業の工夫・改善を重ねていくこと」⁹⁾としている。

生涯にわたって能動的に学び続けることができるような「主体的・対話的で深い学び」の実現と，子どもたちが「何ができるようになるか」を明確にしなが，「何を学ぶか」という学習内容と，「どのように学ぶか」という学びの過程を重視する。中央教育審議会答申では，アクティブラーニングの3つの視点から学習過程の質的改善として，以下のように整理している。

- ① 「主体的な学び」として，学ぶことに興味や関心を持ち，自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら，見通しを持って粘り強く取り組み，自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

- ② 「対話的な学び」として、子ども同士の協働，教職員や地域の人との対話，先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ，自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③ 「深い学び」として，習得・活用・探究という学びの過程の中で，各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら，知識を相互に関連付けてより深く理解したり，情報を精査して考えを形成したり，問題を見いだして解決策を考えたり，思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

4) 学力の3要素

主体性や道徳的観点意識された。中央教育審議会答申では「育成を目指す資質・能力」として，①「知識及び技能」，②「思考力，判断力，表現力等」，③「学びに向かう力，人間性等」の3つの柱を整理した。新学習指導要領では，児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ，次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとしている。「知識及び技能が習得されるようにすること。」「思考力，判断力，表現力等を育成すること。」「学びに向かう力，人間性等を涵養すること。」⁴⁾ 教科の目標や内容は，この3つの柱に基づいて再整理がされることになった。また，すべての基盤となる言語能力や情報活用能力，問題発見・解決能力を体系的に学ぶことや，現代的な諸課題に対応しての力も育むことが述べられている。

II. 小学校教育における家庭科の位置づけ

1. 教育基本法および学校教育法

家庭科は，学校教育における教科の一つである。学校教育の家庭科の位置づけがどのようになっているのか確認するため，教育基本法と学校教育基本をみる。

教育基本法

教育の目的（第1条） 教育は，人格の完成を目指し，平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

教育の目標（第2条） 教育は，その目的を実現するため，学問の自由を尊重しつつ，次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ① 幅広い知識と教養を身に付け，真理を求める態度を養い，豊かな情操と道徳心を培うとともに，健やかな身体を養うこと。
- ② 個人の価値を尊重して，その能力を伸ばし，創造性を培い，自主及び自律の精神を養うとともに，職業及び生活との関連を重視し，勤労を重んずる態度を養うこと。
- ③ 正義と責任，男女の平等，自他の敬愛と協力を重んずるとともに，公共の精神に基づき，

主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

- ④ 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法

義務教育（第21条） 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ① 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ② 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ③ 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- ④ 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- ⑤ 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- ⑥ 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- ⑦ 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- ⑧ 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- ⑨ 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- ⑩ 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

池崎は、「新訂小学校家庭科授業研究」の中で、学校教育法と家庭科との関係について「正しい人間関係を培い、協調性や自主・自律の精神を養うこと、郷土や国家の現状と伝統について正しい理解を導くこと、日常生活に必要な衣、食、住等について、基礎的な理解と技能を養うこと、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ることなどが、家庭

科を指導する上で考慮することである⁵⁾と述べている。池崎の述べた内容は、以前の教育基本法の内容と家庭科との関係を述べたものであるが、上記に示した教育基本法と家庭科との関係を見ても概ね、同様のことが言える。

上記、学校教育基本法に示された10の内容と、新学習指導要領に示された家庭科の内容を検討する。上記の①～⑩の内容から、家庭科の学習内容として重なるキーワードは、①においては「自律」、②においては「主体的に社会の形成に参画」、③においては「伝統と文化を尊重」、④においては、「家族と家庭の役割」、「衣、食、住、情報、産業」、⑥においては、「生活に必要な数量的な関係を正しく理解」、⑧においては「健康、安全で幸福な生活」、⑨においては「生活を明るく豊かにする」である。

以上のことから、学校教育における家庭科教育の位置づけとして、子どもたちに身につけさせるべき内容が充実した教科であると言え、家庭科教育の中で意識されて学ばれている内容である。

Ⅲ. 小学校家庭科の学習指導要領

以上のように示された学校教育において、家庭科はどのように位置づけられ、そのような学習指導要領の改訂が行われたのかを示す。

1. 学習指導要領の変遷

小学校家庭科の学習指導要領がどのような変遷をたどったのかを整理する⁶⁾。

1947(昭和22)年告示の「学習指導要領家庭科編(試案)」において、家庭生活の重要性を認識するために、第5・6学年で男女共に学ぶことが記されたが、男女では学習内容が異なっていた。授業時間数は、各学年105単位時間ずつであった。

1951(昭和26)には「学習指導要領一般編」が改訂され、小学校家庭科の改訂は見送られつつも、幼稚園から小学校5・6年生までを対象とした「小学校における家庭生活指導の手引」が出され、小学校5・6年生で家庭科を学ぶことは従来通りとされた。授業時間数は、各学年の総時間の20～25%とされ、明確な時間数の記載はされなかったが、70～87.5単位時間の配分であったと考えられる。

1956(昭和31)年告示の「小学校学習指導要領家庭科編」には、(試案)の文字がなくなり、以後、学習指導要領となった。内容は、「家族関係」、「生活管理」、「被服」、「食物」、「住居」の5つの分野に整理され、授業時間数は、70単位時間ずつであり、男女異教材が改められた。

1958(昭和33)年告示の「小学校学習指導要領家庭」から、現在の学習指導要領に近い表記の仕方となった。衣食住などの生活技術を中心に学習させる教科とされ、「被服」、「食物」、「す

まい」,「家庭」の4領域となり,従前に示された,「生活管理」に関する内容は「家庭」に含まれるかたちとなった。各学年の目標として,第5学年,第6学年と別々に示され,各学年での指導内容が分けられるかたちとなった。授業時間数は各学年70単位時間ずつで変更はなかった。

1968(昭和43)年告示の「小学校学習指導要領家庭」では,1958(昭和33)年の改訂と同じく,「被服」,「食物」,「すまい」,「家庭」の4領域であり,授業時間数も同じであった。

1977(昭和52)年告示の「小学校学習指導要領家庭」では,実践的・体験的な学習内容が重視され,内容の精選が行われた。「被服」,「食物」,「住居と家族」の3領域となり,「すまい」と「家庭」が統合された。その背景には,家族の生活と関連させて,住居の内容を扱い,家庭科が実践的・体験的な学習を行う教科であるということを一層明確にすることと,指導内容を整理・統合し,基礎的,基本的なことに精選させた。授業時間数は各学年70単位時間数と変わりが無いが,内容としては大幅に削減された。

1989(平成元)年告示の「小学校学習指導要領家庭」では,実践的・体験的な学習であることは変わらず,家族や家庭生活に関する内容,消費者教育においても重視され,学んだ内容を日常生活で活かせるような内容に変わっている。また,「被服」,「食物」,「家庭生活と住居」の3領域となり,「住居と家族」から「家庭生活と住居」となり,家庭生活を中心とした住まい方という捉え方が強調された。授業時間数は各学年70単位時間で変更はなかった。

1998(平成10)年告示の「小学校学習指導要領家庭」では,授業時間数が削減された。これは,ゆとり教育が開始され,第5学年で60単位時間,第6学年で55単位時間となり,従前までの各学年70単位時間から大幅に減少した。また,今まで示されていた領域をなくし,「家庭生活と家族」,「衣服への関心」,「生活に役立つ物の製作」,「食事への関心」,「簡単な調理」,「すまい方への関心」,「物や金銭の使い方と買い物」,「家庭生活の工夫」の8つの分野で示された。さらに,学年ごとに示された目標は,2学年を通じて学校や地域の実情に合わせて指導計画を立てやすいようになった。

2008(平成20)年告示の「小学校学習指導要領家庭」では,8つの分野がなくなり,再び,領域で示されるようになった。「家庭生活と家族」,「日常の食事と調理の基礎」,「快適な衣服と住まい」,「身近な消費生活と環境」の4領域である。衣服と住まいが同じ領域となり,これは,環境をつくるという観点から同じ領域となった。また,消費生活と環境が独立した領域として示されたのは初めてである。授業時間数の変更はなく,目標も2学年まとめて示されている。さらに,4領域になったねらいとしては,小学校・中学校の接続をスムーズにする意図がある。

2. 新学習指導要領小学校家庭科の内容

2008(平成20)年に改訂された現行学習指導要領は,中学校の内容と体系化を図り,生涯の

家庭生活の基盤となる能力と実践的な態度を育成する視点から内容を構成した。新学習指導要領においては、小・中・高等学校の内容の系統性を明確化している。児童生徒の発達を踏まえて、小・中学校においては、「家族・家庭生活」「衣食住の生活」「消費生活と環境」に関する3つの枠組みに整理された。また、家庭、地域、社会という空間的な広がりから、これまでの生活、現在の生活、これからの生活、生涯を見通した生活という時間的な広がりから学習対象を捉えている。さらに、生活の中から課題を見出し、課題を設定し、解決方法を検討し、計画・実践・改善するという一連の学習過程を重視し、基本的な知識・技術の習得に係る内容や、それらを活用して思考力・判断力・表現力等の育成につながる指導が求められた。これらの点においては、中央教育審議会答申において強調された点を踏まえている。

現行学習指導要領家庭科の教科目標は「衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にす的心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる」とあり、2018（平成30）年改訂の新学習指導要領の教科目標は「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようとする資質・能力を次のとおり育成することを目指す」とし、現行の各学年の目標及び内容を教科目標に移行した（表2）。

表2 小学校家庭科 学習指導要領新旧対照表

	新学習指導要領（平成29年告示）	現行学習指導要領（平成20年告示）
目 標	<p>生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 家族や家庭、衣食住、消費と環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。</p> <p>(3) 家庭生活を大切にす的心情を育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。</p>	<p>衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にす的心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。</p>
各学年の目標		<p>(1) 衣食住や家族の生活などに関する実践的・体験的な活動を通して、自分の成長を自覚するとともに、家庭生活への関心を高め、その大切さに気付くようにする。</p> <p>(2) 日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、身近な生活に活用できるようにする。</p> <p>(3) 自分と家族などのかかわりを考えて実践する喜びを味わい、家庭生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。</p>

内 容	<p>A 家族・家庭生活</p> <p>(1) 自分の成長と家族・家庭生活 ア 自分の成長の自覚，家庭生活と家族の大切さ，家族との協力</p> <p>(2) 家庭生活と仕事 ア 家庭の仕事と生活時間 イ 家庭の仕事の計画と工夫</p> <p>(3) 家族や地域の人々との関わり ア(ア) 家族との触れ合いや団らん イ(イ) 地域の人々との関わり イ 家族や家庭の人々との関わり工夫</p> <p>(4) 家族・家庭生活についての課題と実践 ア 日常生活についての課題と計画，実践，評価</p>	<p>A 家庭生活と家族</p> <p>(1) 自分の成長と家族 ア 成長の自覚，家庭生活と家族の大切さ</p> <p>(2) 家庭生活と仕事 ア 家庭の仕事と分担 イ 生活時間の工夫，家族との協力</p> <p>(3) 家族や近隣の人々とのかかわり ア 家族との触れ合いや団らん イ 近隣の人々とのかかわり</p>
	<p>B 衣食住の生活</p> <p>(1) 食事の役割 ア 食事の役割と食事の大切さ，日常の食事の仕方 イ 楽しく食べるための食事の仕方の工夫</p> <p>(2) 調理の基礎 ア(ア) 材料の分量や手順，調理計画 イ(イ) 調理器具や食器の安全で衛生的な取扱い，加熱用調理器具の安全な取扱い ウ(ウ) 材料に応じた洗いや調理に適した切り方，味の付け方，盛り付け，配膳，後片付け エ(エ) 材料に適したゆで方，いため方 オ(オ) 伝統的な日常食の米飯及びみそ汁の調理の仕方 イ(イ) おいしく食べるための調理計画及び調理の工夫</p> <p>(3) 栄養を考えた食事 ア(ア) 体に必要な栄養素の種類と働き イ(イ) 食品の栄養的特徴と組合せ ウ(ウ) 献立を構成する要素，献立作成 イ 1食分の献立の工夫</p> <p>(4) 衣服の着用と手入れ ア(ア) 衣服の主な働き，日常着の快適な着方 イ(イ) 日常着の手入れ，ボタン付け及び洗濯の仕方 ウ(ウ) 日常着の快適な着方や手入れの工夫</p> <p>(5) 生活を豊かにするための布を用いた製作 ア(ア) 製作に必要な材料や手順，製作計画 イ(イ) 手縫いやミシン縫いによる縫いや，用具の安全な取扱い ウ(ウ) 生活を豊かにするための布を用いた物の製作計画及び製作の工夫</p> <p>(6) 快適な住まい方 ア(ア) 住まいの主な働き，季節の変化に合わせた生活の大切さや住まい方 イ(イ) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方 ウ(ウ) 季節の変化に合わせた住まい方，整理・整頓や清掃の仕方の工夫</p>	<p>B 日常の食事と調理の基礎</p> <p>(1) 食事の役割 ア 食事の役割と日常の食事の大切さ イ 楽しく食事をするための工夫</p> <p>(3) 調理の基礎 ア 調理への関心と調理計画 イ 材料の洗いや，切り方，味の付け方，盛り付け，配膳（せん）及び後片付け ウ ゆでたり，いためたりする調理 エ 米飯及びみそ汁の調理 オ 用具や食器の安全で衛生的な取扱い，こんろの安全な取扱い方</p> <p>(2) 栄養を考えた食事 ア 体に必要な栄養素の種類と働き イ 食品の栄養的特徴と食品の組み合わせ ウ 1食分の献立</p>
	<p>D 消費生活・環境</p> <p>(1) 物や金銭の使い方と買物 ア(ア) 買物の仕組みや消費者の役割，物や金銭の大切さ，計画的な使い方 イ(イ) 身近な物の選び方，買い方，情報の収集・整理 ウ(ウ) 身近な物の選び方，買い方の工夫</p> <p>(2) 環境に配慮した生活 ア 身近な環境との関わり，物の使い方 イ 環境に配慮した物の使い方の工夫</p>	<p>C 快適な衣服と住まい</p> <p>(1) 衣服の着用と手入れ ア 衣服の働きと日常着の快適な着方の工夫 イ 日常着の手入れと，ボタン付けや洗濯</p> <p>(3) 生活に役立つ物の製作 ア 布を用いて製作する物を考えた製作計画 イ 手縫いや，ミシン縫いによる製作・活用 ウ 用具の安全な取扱い</p> <p>(2) 快適な住まい方 ア 住まい方への関心，整理・整頓（せいとん）や清掃の仕方と工夫 イ 季節の変化に合わせた生活の大切さ，快適な住まい方の工夫</p>
	<p>D 身近な消費生活と環境</p> <p>(1) 物や金銭の使い方と買物 ア 物や金銭の大切さに気付き，計画的な使い方を考えること。 イ 身近な物の選び方，買い方を考え，適切に購入できること。</p> <p>(2) 環境に配慮した生活の工夫 ア 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き，物の使い方などを工夫できること。</p>	

改善・重視させた内容として、協力・協働、健康・快適・安全。生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点を重視した学習。さらに、衛生管理、食物アレルギーへの配慮を含む事故防止、家庭や地域社会、企業などとの連携、教材・教具の工夫が挙げられる。

3. 社会の変化への対応

新学習指導要領小学校家庭に示された、充実を図った内容は以下の4点である⁷⁾。

○家族・家庭生活に関する内容の充実

少子高齢社会の進展に対応して、家族や地域の人々とよりよく関わる力を育成するために、「A 家族・家庭生活」においては、幼児又は低学年の児童、高齢者など異なる世代の人々との関わりに関する内容を新設している。

○食育の推進に関する内容の充実

生活や学習の基盤となる食育を一層推進するために、「B 衣食住の生活」の食生活に関する内容を中学校との系統性を図り、食事の役割、調理の基礎、栄養を考えた食事で構成し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにしている。

○日本の生活文化に関する内容の充実

グローバル化に対応して、日本の生活文化の大切さに気付くことができるようにするために、「B 衣食住の生活」においては、和食の基本となるだしの役割や季節に合わせた着方や住まい方など、日本の伝統的な生活について扱うこととしている。

○自立した消費者の育成に関する内容の充実

持続可能な社会の構築などに対応して、自立した消費者を育成するために、「C 消費生活・環境」においては、中学校との系統性を図り、「買物の仕組みや消費者の役割」に関する内容を新設するとともに、他の内容と関連を図り、消費生活や環境に配慮した生活の仕方に関する内容の改善を図っている。

以上のことから、家族、食、生活文化、消費ということが重要となってくる。さらに、基礎・基本を学んだうえで、自らの課題を主体的に取り組み解決できる能力が必要とされる。また、グローバル化に対応しながらも、日本の伝統的な生活を大切に、地域との関わりとして、異世代との交流にも触れている。現行学習指導要領から領域として取り扱われるようになった消費・環境に関する事柄の重要性はさらに増したと言える。

V. 家庭科教育と家政学

家庭科教育を支える学問の一つが家政学である。家政学とは、「家庭生活を中心とした人間生

活における人間と環境の相互作用について、人的・物的両面から、自然・社会・人文の諸科学を基盤として研究し、生活向上とともに人類の福祉に貢献する実践的総合科学である」⁸⁾としている。家政学の専門領域としては、家政学原論、家庭経営、家族、児童、食物、被服、住居、家政教育、環境、福祉等、多岐にわたり、学問が細分化している現状がある。小・中・高等学校にて、家庭科を指導する教員にとって、これらの内容全てを学び、深めることは非常に難しい。教員養成課程においては、限られた時間の中で、家庭科教師となるとときに、何をどのように学ぶのか、学び方が重要になる。

社会の変化とともに家庭科の学習内容も変化してきたが、家族の一員として家庭の仕事に協力するなど、家庭生活を大切にする心情を育むための学習活動や、家族や地域の異世代の人々と関わるなど、人とよりよく関わる力を育成するための学習活動、食育を一層推進するための食事の役割や栄養・調理に関する学習活動を充実することが重要になってくる。

また、消費生活や環境に配慮した生活の仕方に関する内容を充実するとともに、他の内容との関連を図り、実践的な学習活動を一層充実する。さらに、主として衣食住の生活において、日本の生活文化の大切さに気づく学習活動を充実する必要がある。

家庭科の学習内容は一つの領域のみを深めても家庭生活をよりよいものにするための力はない。そのときの拠所となる学問が家政学であることに立ち返り、学問の本質や目的を理解し、現在の子どもたちの現状をみながら指導できるような家庭科教師が求められる。

VI. 今後の家庭科教育の課題

新学習指導要領を中心に学校教育における家庭科の位置づけをみてきた。さらに、家庭科を支える学問である家政学にも言及した。日本家庭科教育学会は、2017（平成29）年6月24日の日本家庭科教育学会第60大会において、以下を決議し、要望書を提出している⁹⁾。

「小学校家庭科では、年間70時間を確保できるよう、第5学年70時間、第6学年70時間以上を配分する。

中学校技術・家庭科では、「家庭分野」が週に1時間以上確保できるよう、第1学年から第3学年まで、年間70時間以上を配分する。

授業時間数の確保に向けての理由としては、「小学校の家庭科では2017（平成29）年3月31日公示の学習指導要領では、第5学年60時間、第6学年55時間とされている。中学校の技術・家庭科では、第1・2学年70時間、第3学年35時間とされている。行事などの関係で、実際には上記の授業時数の実施は難しい状況がある。日本の家庭科は、自立の基礎を醸成し、生活文化

を伝えるという重要な役割を担ってきており、衣食住の生活の学習にとどまらず、家族・保育学習、消費者教育、環境問題など多岐にわたる広い分野に関する学びを展開してきた。子どもとのふれ合いを促進し、高齢者や地域とのつながりを深めるなど、現代の社会問題に対応した学びを提供している。また、災害の多い我が国において、避難生活まで含めて、義務教育で必修科目として家庭科が培ってきた知識とスキルは、大きな助けになったと考える。』¹⁰⁾としており、家庭科教育に関わる教員の多くは、重要な教科であり、子どもたちに必要な力をつけさせるための内容を指導したいと考えている。小学校授業時間数としては、1998（平成10）年告示の学習指導要領より、授業時間が第5・6学年ともに70時間あったものが、現在の第5学年60時間、第6学年55時間に激減したままとなっている。

こうしたことを踏まえ、今後は、限られた時間数の中での授業展開の在り方、また「育成を目指す資質・能力」として「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を児童に身につけさせるために必要とされる家庭科教員の資・能力についても課題を見出したい。

引用文献

- 1) 小学校学習指導要領解説 家庭編 第一章総則，文部科学省，2017，p.1
- 2) 「中央教育審議会」「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」，2019，p.5-8
- 3) 前記載2)，p.47-50
- 4) 小学校学習指導要領解説 第一章総則，文部科学省，2017，p.4
- 5) 武井洋子 田部井恵美子編，「新訂小学校家庭科授業研究」，教育出版，2004，p.4
- 6) 近藤清華「家庭科における食領域に関する学習内容——小学校家庭科教科書の記述を通して——」，川口短期大学紀要，第29号，2015，p.175（引用，整理）
- 7) 前記載1)，p.8-9
- 8) 「家政学将来構想1984 家政学将来構想特別委員会報告書」，日本家政学会編，光生館，1984，p.61
- 9) 日本家庭科教育学会ホームページ http://www.jahee.jp/pdf/youbou/youbou_170624.pdf
- 10) 前記載9)

参考文献

- (1) 佐藤園・河原浩子，平田美智子，小橋和子，原田省吾「教科としての目標達成を目指す家庭科評価研究（第1報）——平成20年版学習指導要領に示された学校教育の理念と家庭科の位置づけ・問題点——」岡山大学大学院教育学研究科研究集録，第139号，2008年，p.101-110
- (2) 佐藤真弓「生活と家族 家政学からの学び」，一藝社，2016
- (3) 佐藤文子・川上雅子「家庭科教育法 改訂版」，高陵社，2010

（提出日 2017年9月30日）